

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は明和産業株式会社と称する。英文では Meiwa Corporation と表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 有機並びに無機薬品類、医薬品、医薬部外品、化粧品、肥料、農薬、防疫薬剤、塗料、溶剤等石油化学製品、高圧ガス、合成ゴム、カーボンブラック等ゴム薬品、接着剤、染料・顔料、香料、食品添加物、塩、可塑剤、安定剤、触媒、火薬類、その他各種化学工業薬品、天然並びに合成樹脂、硝子繊維及びこれらの製品・加工品の売買業並びに輸出入業
- (2) 林産物、木材、合板及び木製品の製造・加工・売買業、輸出入業並びに緑化事業（植林・樹木、園芸等）
- (3) 苗、種子、花卉の売買業並びに輸出入業
- (4) 紙及びパルプ、皮革、繊維類、煙草、硝子類及びこれらの製品・加工品、ゴム製品、セメント等窯業製品、石材、建築資材、包装資材、化学用装置機材、美術工芸品、金物、圧力鍋等調理・厨房用機器、家庭用電気機器、寝具、日用雑貨類、スポーツ用品、書籍、文房具の売買業並びに輸出入業
- (5) 食糧、食品、雑穀、野菜、果実、果汁、ミネラルウォーター、清涼飲料水・酒類及びこれらの原料、油脂及び油脂原料、飼料及びこれの原料、畜産物、水産物及びこれらの製品・加工品並びに家畜（牛・馬・豚等）の売買業並びに輸出入業
- (6) コークス、電極等炭素製品、石炭、石油、ガス等燃料類、鑄鍛造品類及び鑄物資材、鉄、非鉄金属及びこれらの製品・加工品、鉱石、鉱産物の売買業並びに輸出入業
- (7) 製鉄機械、原動力機械、風水力機械、運搬機械、鉱山機械、土木建設機械、金属加工機、パルプ製紙機械、樹脂加工機械、化学機械、印刷製本機械、繊維機械及び設備、工作機械、木工機械及び設備、農業機械、重電気機械及び設備、軽電気機械、通信電子機械、民生用電子機械、光学機械、硝子加工機械、軽機械、その他の産業機械及び設備・装置、冷凍・暖房装置、内燃機関、自動車、車両、船舶、航空機、輸送機器、工具類、計量器、医療用具、ベアリング、ミシン及びこれらの部品の売買業、輸出入業並びにその修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業
- (8) コンピューターソフトの開発及び関連機材の販売、賃貸業
- (9) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- (10) スポーツ施設及び娯楽施設並びに食堂の経営
- (11) 倉庫業及び運送取扱業
- (12) 海運業
- (13) 医薬品小分業
- (14) 土木建築工事請負業

- (15) 不動産の売買、賃貸借及び管理業
- (16) 有価証券の運用
- (17) 古物売買業
- (18) 産業廃棄物処理業
- (19) 前各号に掲げるものの代理業、仲立業、問屋業
- (20) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (21) 海外進出企業等に対する情報・資料の提供並びに翻訳業務
- (22) 前各号に掲げるものに関連する事業

#### 第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都千代田区に置く。

#### 第4条（公告の方法）

当社の公告は電子公告により行なう。

但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

#### 第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は1億株とする。

#### 第6条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

#### 第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。

#### 第10条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令または定款の定めによるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### 第11条（株主総会の招集）

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項に係わらず、臨時株主総会の招集、その他必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

#### 第13条（招集者及び議長）

株主総会は取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

但し、代表取締役に差支えがあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項の定める特別決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行なう。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は当社の議決権を行使できる他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第17条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

#### 第18条（取締役の員数）

当社に取締役（監査等委員であるものを除く。）10名以内を置く。

2. 当社に監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）5名以内を置く。

#### 第 19 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

#### 第 20 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

#### 第 21 条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

#### 第 22 条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

但し、代表取締役に差支えがあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の2日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

#### 第 23 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

#### 第 24 条（取締役会の決議の省略）

前条に係わらず取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 25 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

#### 第 28 条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定め

る最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、8 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

#### 第 29 条（相談役）

取締役会の決議により当会社に相談役を置くことができる。

## 第 5 章 執行役員

#### 第 30 条（執行役員の設置）

当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、業務の執行を行わせる。

#### 第 31 条（役付執行役員）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の中から社長 1 名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を選定することができる。

#### 第 32 条（執行役員規定）

執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規定による。

## 第 6 章 監査等委員会

#### 第 33 条（監査等委員会の設置）

当社は監査等委員会を置く。

#### 第 34 条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 2 日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。

#### 第 35 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 36 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第7章 会計監査人

### 第37条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

### 第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 但し、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

### 第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第8章 計 算

### 第41条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第42条（期末配当）

当社は毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行なう。

### 第43条（中間配当）

当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当金を支払うことができる。

### 第44条（配当金の除斥期間）

配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金に対しては利息をつけない。

## 附 則

### 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

平成27年度定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

以 上

変 更 2026年6月26日